

環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）の一部を改正する案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）の一部を改正する案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 22 日（火）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、国又は都道府県において水域ごとに水域類型を指定しています。

海域については、平成 6 年 2 月 3 日付けの諮問「東京湾、伊勢湾及び大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定について」に基づき検討が進められ、これを受けて平成 8 年 2 月 27 日の「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準に関する件」（平成 8 年 2 月環境庁告示 11 号。以下「平成 8 年告示」という。）において、全窒素・全燐に係る水域類型が初めて指定されました。

その後、平成 14 年 3 月 15 日の「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件」（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）により平成 8 年告示は廃止され、新たな告示として達成期間及び暫定目標の見直しが行われました。

また、令和 7 年 2 月の告示「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の改正及び事務処理基準（環境省水・大気環境局長通知：平成 13 年環水企第 92 号）の改正においては、地域のニーズや利用実態に応じて水域類型を柔軟に見直すことが可能である旨が、明示されたところです。

今般、令和 7 年 5 月 21 日に開催された「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会」の審議を踏まえ、伊勢湾における全窒素及び全燐に係る環境基準の達成状況、発生負荷量の推移、漁場環境の変化等を整理するとともに、地域関係者への聞き取り等を実施し、検討を重ねてまいりました。

その結果を取りまとめた報告案について、令和 8 年 6 月 19 日に開催された同小委員会においてご審議頂き、その結果を踏まえて伊勢湾における全窒素及び全燐の水域類型の見直しに関する告示改正案を作成いたしましたので、意見の募集を行います。

なお、頂いた御意見を踏まえて、告示改正案をとりまとめる予定です。

2. 意見募集の対象

【別紙】「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）」の一部を改正する案

3. 意見募集要領

(1) 募集期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月22日（火）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

(2) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（e-Gov：<https://www.e-gov.go.jp/>）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

〔件名〕 「「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）」の一部を改正する案に対する意見」

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

〔氏名〕 ※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名

〔郵便番号・住所〕

〔電話番号〕

〔メールアドレス〕

〔御意見〕

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A 4 判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省水・大気環境局環境管理課 宛て

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口（e-Gov） <https://www.e-gov.go.jp/>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は 750 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A 4 版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）」告示改正案 関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（２）②の郵送する場合の＜宛先＞まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けをいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

（４）注意事項

- ・御提出いただいた意見につきましては、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・また、以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 - 御意見の内容が、「「環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件（平成 14 年 3 月環境省告示 19 号）」の一部を改正する案」と無関係な場合
 - 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
 - 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
 - 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
 - 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - 記載された情報が虚偽であると判明した場合
- ・御意見に附記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

4. 問合せ先

環境省水・大気環境局環境管理課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5521-8314

電子メール：SECTION_WEQS@env.go.jp